

## 円普通預金商品概要説明書

2023年7月現在

1. 商品名	円普通預金
2. ご利用いただける方	個人（個人事業者を含む） 法人（権利能力なき社団および任意団体を含む）
3. 期間	定めはございません。
4. 預入	
① 預入方法	<p>随時以下の方法でお預入れいただけます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>為替による振込金の受入れ</li> <li>当行に開設されている預金者ご本人名義の他の預金口座からの振替 （※現金のお預入れならびに小切手等証券類によるお預入れは取扱いません。）</li> </ul>
② 預入金額	1円以上
③ 預入単位	1円単位
5. 払戻方法	<p>随時以下の方法で払戻しいただけます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>他の預金口座への振替</li> <li>他行宛の振込 （※現金での払戻しは取扱いません。）</li> </ul>
6. 利息	
① 適用利率	変動金利。毎日の店頭表示の利率を適用します
② 利払い方法	年2回、6月・12月の当行所定の日、口座にご入金いたします。 （ただし、口座を解約される場合は、解約時にお支払いいたします。）
③ 計算方法	毎日の最終残高1円以上について、付利単位を1円とし、1年を365日とする日割り計算を行います。
7. 税金	<p>法人のお客さま……総合課税（国税15.315%を源泉徴収）、 但し非課税法人を除きます。 個人のお客さま……20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2013年1月1日～2037年12月31日までの期間は、復興特別所得税が付加されております。</li> <li>税制改正により、法人のお客さまがお受け取りをされる預金利息については、地方税の特別徴収が廃止となっております。</li> <li>非居住者のお客さまの場合、利息は利子所得として15.315%の源泉分離課税となります。（なお、外国と締結されている租税条約に基づく「租税条約に関する届出書」の提出があった場合は、軽減税率が適用されます）</li> </ul>
8. 手数料	なし
9. 付加できる特約事項	個人のお客さまは、マル優のお取り扱いができます。 （非課税限度額：最高350万円）
10. 解約	解約金（元金および解約利息）については、お客さまの指定する口座に振込みます。
11. 金利情報入手方法	店頭でご確認ください。
12. 預金保険	<p>当行は、外国銀行の在日支店となりますので、以下ご留意下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当行が取り扱う預金は、預金保険法第53条に規定する保険金の支払の対象ではありません。</li> <li>当行に係る外国銀行（すなわち、玉山銀行本店）が破綻した場合において、預金等の払出しがある場合であっても、当該引出しが迅速に行われなかったことがあります。</li> <li>この預金は台湾における預金保険制度の対象にもなっていません。当行の支払能力の最終的な源泉は、玉山銀行の全体となります。玉山銀行の健全性については、それを所管する台湾の金融当局（金融監督管理委員会）が監督しています。</li> </ul>

13. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>この預金口座は、公共料金等の自動支払口座として利用することはできません。</li> <li>無通帳取引となりますので、通帳は発行いたしません。</li> <li>この預金は「普通預金規定」によりお取扱いいたします。本預金をご利用の際には、必ずご覧ください。</li> </ul>
14. 当行が契約する指定紛争解決機関	<p>当行は、お客さまとの間に生じた苦情・紛争のお取扱いにつきまして、銀行法上の「指定紛争解決機関」である一般社団法人全国銀行協会と契約を締結しております。全国銀行協会相談室は、お客さまからの苦情の申出を受け、トラブルがなかなか解決しない場合には、「あっせん委員会」をご利用いただけます。</p> <p>詳しくは全国銀行協会相談室にお尋ねください。</p> <p>ご連絡先 全国銀行協会相談室          電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772          受付日 月～金曜日（祝日および銀行の休業日を除く）          受付時間 午前9時～午後5時</p>